

#### 4 保育所等における安全計画の策定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正により令和5年4月1日から安全計画を各施設において策定することが義務化された。

##### 【安全計画で定めなければならない事項】

安全点検について

- (1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検
- (2) マニュアルの策定・共有
  - ・重大事故防止マニュアル  
（午睡 食事 プール・水遊び 園外活動 バス送迎 降雪など）
  - ・災害時マニュアル
  - ・119番対応時マニュアル
  - ・救急対応時マニュアル
  - ・不審者対応時マニュアル など

児童・保護者に対する安全指導等について

訓練・研修

- (1) 訓練のテーマ・取組（年間スケジュール作成）
  - ・各種訓練（災害・救急対応・不審者対応・119番通報等）の実施に関する年間計画
- (2) 訓練の参加予定者
- (3) 職員への研修・講習
- (4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール

再発防止策の徹底

- (ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等)

その他の安全確保に向けた取り組み

- (地域住民や地域の関係者と連携した取組、当公園管理システムを活用した安全管理等)

下線部分は義務化に伴い追加となった。

内容は例示であって、地域や各保育所の特性に応じ、独自に取り組む安全対策を行うことを否定するものではない。様式は既存の安全年間計画やマニュアル等を活用してもよい。

#### 5 園児虐待・不適切保育防止に係る市の取組状況について

研修会

「就学前施設の不適切保育・虐待防止リスクマネジメント」研修

別紙新聞記事参照

開催日：令和5年1月17日（火）

講師：堀江健氏 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

対象：市内全保育施設園長（29名）

ねらい：児童虐待防止法や園における虐待発生の背後にある要因やパターン、その防止策についてリスクマネジメントの角度から学びを深める。

「射水市保育者緊急セミナー 子どもの権利を保障する保育を考える」研修

開催日：令和5年1月13日（金）～1月30日（月）全11回

講師：山縣文治氏 関西大学教授

対象：市内全保育者（参加総数582名）web視聴

ねらい：「こどもの最善の利益」を守る専門職という視点から、子どもの権利を保障する保育のあり方について考え、子どもを主体とした保育を行うための体制づくり等について学ぶ。

その他

各保育施設にて

「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」

「保育園・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」

各園で活用することで保育のあり方を点検及び検討する。

保育園・認定こども園のコンプライアンス・セミナー研修(web研修案内)

不適切事案に関する報告が挙げられた場合の対応方法

不適切行為があった場合の対応方法

### **虐待や不適切保育が疑われる事案が発生した場合の対応について**

保育施設への相談等について

- ・保護者が「連絡帳」や「意見箱」や「日々の送迎時の相談」などで保育施設に相談
- ・園が不適切保育の事案を把握した場合は、状況を正確に把握した上で、子育て支援課に速やかに情報提供をし、今後の対応について協議する。
- ・「嘘をつかない」「隠さない」などの誠実な対応を心がけ、子どもや保護者へは適切なケアを含めた対応を早期に行う。

市子育て支援課への相談について

- ・保護者や施設職員からの相談
- ・相談者や施設関係者から丁寧に状況等を聞き取りつつ、事実関係を正確に把握する。
- ・不適切保育が行われた原因や施設が抱える組織的な課題を踏まえ、助言・指導を継続的に行う。
- ・県に対しても情報共有を行い、事案の性質や重大性等に鑑み事案の公表等の対応を検討する。

県との連携について

- ・県と市で情報共有等の連携を行いつつ、迅速に指導監査を実施
- ・不適切な保育の事実が確認された場合には、原因究明と改善策を検討し、その実現にむけて保育所に対する助言・指導を行う。
- ・適切な保育についての考え方の周知や、保育現場で活用できるチェックリストやガイドライン等の配布、研修実施などを行う。

### **不適切保育に係る相談の状況について**

令和4年4月～12月までの間、市子育て支援課に寄せられた相談件数10件

なお、事実確認や施設巡回等の結果、不適切保育として認定した事案はありません。